



長野県訓令第2号

千曲川流域下水道事務所  
 諏訪建設事務所  
 安曇野建設事務所

長野県流域下水道条例施行規程（平成25年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

第1条中「第3条」を「第6条」に改める。

第6条中「第4条」を「第7条」に改める。

生活排水課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
 学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月28日

長野県教育委員会

別表第3の1中

「	教学指導課 教学指導課全国高等学校総合文化祭推進室 心の支援課	教指 教指全総 教心	」	を
	「	学びの改革支援課 心の支援課		

める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
 学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月28日

長野県教育委員会

本則の1の表を次のように改める。

	左 欄		中 欄	右 欄
1	教育政策課 同	課長補佐 総務係長	教育政策課 職員相談員	—
2	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 学びの改革支援課 心の支援課 文化財・生涯学習課 保健厚生課 スポーツ課	総務助成係長 課長補佐 業務係長 学校企画係長 人権支援係長 総務係長 総務係長 管理係長	教育政策課 職員相談員	—
3	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 学びの改革支援課 同	教育幹 同 同 同 教育主幹	—	教育政策課
4	義務教育課	学校支援幹	—	学びの改革 支援課
5	特別支援教育課	教育幹	—	義務教育課
	東信教育事務所	総務課長	教育政策課 職員相談員	—
	東信教育事務所 同	学校教育課長 学校教育課 主幹指導主事	—	義務教育課

6	東信教育事務所 同 同 同	学校教育課 学校教育課 同 同	学校教育課長 主幹指導主事 主任指導主事 指導主事	-	学びの改革 支援課
	南信教育事務所	総務課長		教育政策課 職員相談員	-
	南信教育事務所 同	学校教育課 学校教育課	学校教育課長 主幹指導主事	-	義務教育課
	南信教育事務所 同 同 同	学校教育課 学校教育課 同 同	学校教育課長 主幹指導主事 主任指導主事 指導主事	-	学びの改革 支援課
	南信教育事務所 同	飯田事務所 飯田事務所	飯田事務所長 主幹指導主事	-	義務教育課
	南信教育事務所 同 同 同	飯田事務所 飯田事務所 同 同	飯田事務所長 主幹指導主事 主任指導主事 指導主事	-	学びの改革 支援課
	中信教育事務所	総務課長		教育政策課 職員相談員	-
	中信教育事務所 同	学校教育課 学校教育課	学校教育課長 主幹指導主事	-	義務教育課
	中信教育事務所 同 同 同	学校教育課 学校教育課 同 同	学校教育課長 主幹指導主事 主任指導主事 指導主事	-	学びの改革 支援課
	北信教育事務所	総務課長		教育政策課 職員相談員	-
	北信教育事務所 同	学校教育課 学校教育課	学校教育課長 主幹指導主事	-	義務教育課
	北信教育事務所 同 同 同	学校教育課 学校教育課 同 同	学校教育課長 主幹指導主事 主任指導主事 指導主事	-	学びの改革 支援課

本則の2の表中

主任指導主事 指導主事 係長 担当係長 主幹 主査 主任 主事	教学指導課
主任指導主事 指導主事	
主任指導主事 指導主事	

を

主幹指導主事 主任指導主事 指導主事 係長 担当係長 主幹 主査 主任 主事	学びの改革 支援課
主任指導主事 指導主事	
主任指導主事 指導主事	

に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月28日

長野県教育委員会

別表の教学指導課の項中「教学指導課」を

「学びの改革支援課」に改める。

教育政策課